

# 公益社団法人 国際人材革新機構

## 会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人国際人材革新機構定款（以下「定款」という。）第2章の規定に基づいて、会員に関する事項を定める。

### (会員の種類及び資格要件)

第2条 会員は、正会員、賛助会員の2種類とし、各会員の資格要件は以下のとおりとする。

#### ① 正会員

公益社団法人国際人材革新機構（以下「本機構」という。）の目的及び事業に賛同して入会した個人、法人、任意団体及び設立時社員とする。個人、法人及び任意団体は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得たものとする。

#### ② 賛助会員

本機構の事業を賛助するため入会した個人又は団体で理事会が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を得たものとする。

### (会費の納入)

第3条 入会の承認を得た者は、年会費の納入をもって会員となる。

2 会費は原則として入会時期により毎年入会月に1年間分を納入しなければならない。ただし、特別の理由がある場合で代表理事が認めた会員に限り分割納入を認める。

3 原則として、年度途中で会員の種類が変更になった場合は、新たな会員種類の会費として既に納入された会費を充当することができる。

### (会費その他の費用)

第4条 正会員の年会費は社員総会において定める。賛助会員については以下の通り定める。

入会金：30,000円

会費：個人 1口 12,000円

法人 1口 120,000円

法人格を有しない団体・事業主 1口 120,000円

(会費及び入会金の使途)

第5条 第4条の会費及び入会金は毎事業年度の合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の返還)

第6条 納入済みの会費は、特別の事由がない限り返還しない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 前項各号の理由により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 除名処分となった者に対し、納入済みの会費等は一切返還されない。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議を経て、代表理事が行う。

附 則

本規程は、平成24年10月26日に施行。

平成26年11月14日に改訂。

平成29年12月1日に改訂